# 申 請 概 要

# 1\_\_申請者

東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 江部 努 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 大竹 伸一 (以下「NTT東西」という。)

# 2 申請年月日

平成23年8月3日

# 3 実施時期

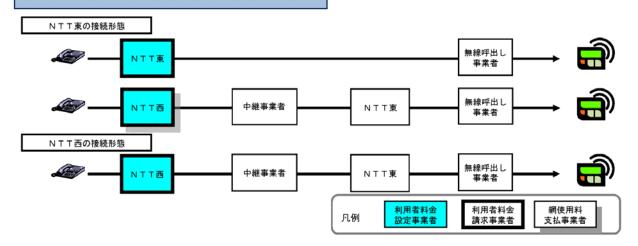
認可後、NTT東西の準備が整い次第実施。

### 4 概要

現在、NTT東西のPSTNから発信して無線呼出し事業者網に着信する接続が既に行われているところ、今般、無線呼出し事業者からの要望により新たにNTT東西のひかり電話網から発信して無線呼出し事業者網に着信する接続を開始することとなった。これに伴い、ユーザ料金債権の譲受に係る接続約款上の規定等について、従前からのPSTNと無線呼出し事業者網の接続のみを想定した規定に加え、ひかり電話網と無線呼出し事業者網の接続に対応する規定を整備することが必要となる。

本件は、このような状況に対応し、必要な規定の追加を行うため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行うものである。

#### ひかり電話網と無線呼出し事業者網の接続のイメージ



#### 5 主な変更内容

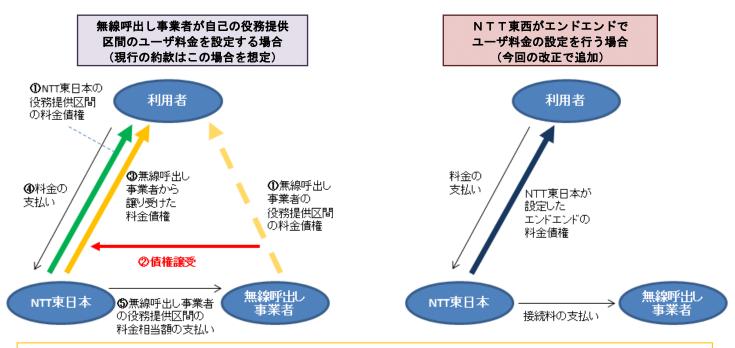
現在実施されているNTT東西のPSTNと無線呼出し事業者網との接続においては、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間についてユーザ料金を設定することとなっているが、料金請求についてはNTT東西が一括で行っている。このようなユーザ料金の一括請求を行うため、現行の接続約款においては、NTT東西のネットワークから発信し無線呼出し事業者網に着信する接続について、NTT東西が無線呼出し事業者のユーザ料金債権を譲り受ける旨規定されている。

これに対し、今般開始されるNTT東西のひかり電話網から発信して無線呼出し事業者網に着信する接続においては、NTT東西によるエンドエンドのユーザ料金設定となり、無線呼出し事業者からNTT東西へのユーザ料金債権の譲受は発生しない(NTT東西から無線呼出し事業者への接続料の支払いが生じる)。

しかし、現行の接続約款は、NTT東西のネットワークと無線呼出し事業者網との接続について、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間についてユーザ料金を設定する場合(債権譲受が発生する場合)のみを想定しており、NTT東西がエンドエンドで料金設定する場合(債権譲受が発生しない場合)を想定した規定となっていないため、規定の整備が必要となる。

本件は、以上の状況に対応するため、NTT東西による無線呼出し事業者からの料金債権の譲受は、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間についてユーザ料金を設定する場合に限定することなどについて、接続約款の規定(技術的条件集を含む。)の変更を行うものである。

#### 債権譲受のイメージ(NTT東日本のネットワークから発信して無線呼出し事業者網に着信する場合の例)



- ① ユーザへの役務提供に伴い、NTT東日本と無線呼出し事業者の双方に別個にユーザ料金債権が発生。
- ② 約款の規定に基づく債権譲受により、無線呼出し事業者のユーザ料金債権がNTT東日本に移転。
- ③ NTT東日本は、NTT東日本の役務提供区間のユーザ料金債権と無線呼出し事業者から譲り受けたユーザ料金債権を合算してユーザに請求。
- ④ ユーザは、双方のユーザ料金債権に対応する料金をNTT東日本に一括して支払う。
- ⑤ NTT東日本は、無線呼出し事業者から譲り受けたユーザ料金債権に対応する金額を支払う。

## 6 諮問を要しない理由

本件は、接続事業者の要望に基づき、従前から実施しているNTT東西のPST Nと無線呼出し事業者網の接続に加えてひかり電話網と無線呼出し事業者網の接続 を開始するに当たり、接続約款に従前より置かれている債権譲受の規定を場合分け し、ひかり電話網と無線呼出し事業者網の接続形態に対応させるものである。

したがって、本件は、既に認可を受けた接続約款の規定の枠内で追加的な規定整備を行うものであること及び現行の接続形態による接続については従前どおりの規定が維持されることから、法第169条ただし書き及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。